

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 2 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21520584

研究課題名（和文） 専門分野外国語教育のための法律スペイン語研究

研究課題名（英文） A Study of the Spanish Language of the Legal Field
for the Language Education for Specific Purposes

研究代表者

堀田 英夫 (HOTTA HIDEO)

愛知県立大学・外国語学部・教授

研究者番号：90128637

研究成果の概要(和文):ペルーの刑事事件一件文書を素材に、法律スペイン語の語彙と表現を、関連する法制度に位置づけながら言語学的に分析し、「法」という公的空間における法律用語そのものが持つ強制力や権威という性格を示した。スペイン語圏のうち多くの定住外国人の母語であるペルー・スペイン語の研究として待遇形式の地域差および人称代名詞の特徴を明らかにした。日本の法廷用語のスペイン語訳を検討し、コミュニケーション支援のための語学テキストに含める工夫を提案した。

研究成果の概要(英文): Taking a series of authentic documents of a criminal case in Peru as main material, words and expressions in legal Spanish have been analyzed linguistically within the framework of the Peruvian legal system. As a result of these studies, it has been turned out that the legal terms connote their own compelling force and authority within the Public Space formed by "Laws". In addition to these points, the regional differences of the forms of address and the characteristics of personal pronouns in Peruvian Spanish, the mother tongue of the majority of Spanish-speaking residents in Japan, have been clarified. Also, Spanish translations of legal terminology commonly used in Japanese courts were examined and a number of ideas for the compilation of textbooks of foreign language for the community interpretation have been proposed.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・外国語教育

キーワード：専門分野外国語教育、スペイン語、定住外国人、法社会学、異文化コミュニケーション、ペルー

1. 研究開始当初の背景

1990年の改正入管法施行以来、日本には、特にブラジルおよびペルーを中心とした中南米出身居住者が増加してきている。2008年5月に発表された法務省入国管理局による

2007年末現在における国籍(出身地)別外国人登録者数の統計では、中国、韓国・朝鮮に次いで、ブラジルが第3位(316,967人)で全体の約15%を占め、ペルーは第5位(59,696人)で全体の約3%となっている。

他方、文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成19年度)」の母語別生徒数は、第1位ポルトガル語10,206人、第2位中国語5,051人、第3位スペイン語3,484人、その他6,670人となっており、ポルトガル語とその姉妹語のスペイン語を足すと、全体の半数以上(約54%)を占めている。都道府県別集計では、現在、愛知県は222,184人の外国人登録者を抱え、2006年度に第2位であった大阪を上回っている。グローバル化のなかでこうした傾向は今後も続くと考えられ、生活や生命に関わる医療・行政・司法・教育・防災の場面での日本語弱者に対するコミュニケーション支援の必要性はさらに高くなることが予想される。2009年5月には一般市民が参加する裁判員制度が開始される。非専門家が参加する裁判員制度であるからこそ、司法通訳には、言語学的な意味での適切さ・正確さのみならず、制度的な違いをも踏まえた通訳が求められる。

2002年に医療通訳研究会が発足し、2003年に日本通訳翻訳学会(2008年9月にそれまでの日本通訳学会から名称変更)にコミュニティー通訳研究分科会が作られ、2006年3月に日本パブリックサービス通訳翻訳学会が設立されたのも、言語による多言語・多文化共生社会への貢献を学術的に考えようという日本における動きを示している。京都産業大学が法学部・法務研究科と外国語学部の共同で中国語の司法外国語プログラムを開始しているのは、そうした社会へ対応するための実践的試みの一つである。国内では依然、スペイン語に関する同様の試みは見られないものの、スペインでは法律分野のスペイン語教育という点からの研究が現れつつある。

2. 研究の目的

本研究は、年々増加傾向にある中南米出身居住者の定住化傾向によって、言語的要因から、生活や生命に直接関わる問題が生じつつあるという社会的現実を見据え、スペイン語教育という面から、この問題の解決へ貢献することを目指している。本研究では、社会的需要が高いにもかかわらず、研究教育が立ち後れている分野である法律分野スペイン語に着目する。法律分野スペイン語に関しては既に同じ研究構成員での成果があり、本研究はこの成果を、あらたな方向性をもって発展させるものである。すなわち、専門分野外国語教育と法律の二つの領域に跨るものとして法律分野スペイン語を位置づけ、実態調査を行いながら、専門分野外国語教育に関する基礎研究を行うものである。

3. 研究の方法

中南米出身者に対する法律分野コミュニケーション支援の実態を調査し、法律分野におけるスペイン語での情報発信および情報保障上の課題を明らかにする。この課題に対応するため、まず、関係諸国間の法制度比較等を踏まえた法律分野スペイン語の研究をすすめ、次に、これを専門分野外国語教育に活用するための基礎条件を、諸外国の先行事例を参考にしながら、具体的に明らかにする。

スペイン語による法律分野コミュニケーション支援活動に携わる団体および個人に関する資料収集およびそのデータベース化、これら団体および個人に対する聞き取り調査。支援者養成講座(自治体、NPO団体、大学)に関する情報収集。スペイン語通訳付き裁判の実施状況の把握および裁判傍聴と通訳内容の言語学的分析。スペインおよびラテンアメリカ諸国における司法制度および言語政策としての法律分野コミュニケーション支援に関する実態を調査する。

実態調査によって明らかにした法律分野スペイン語コミュニケーション支援の状況に即し、法制度比較の観点を含んだ言語的の一次資料(対訳コーパスや語彙集)の作成をすすめる。さらに、この一次資料に基づき、法律分野スペイン語教育のカリキュラム作成や教材作成を実際に行い、専門分野外国語教育モデルの構築を試みる。

4. 研究成果

ペルーのある刑事事件に関する実際的一件文書を入手し、それらを仔細に分析することによって、ペルーにおける法律スペイン語の構造を言語学的に明らかにした。法律スペイン語の一断面を、関連する法制度に位置づけながら、「法律スペイン語」と位置づけられる専門用語と同時に、日常の慣用語が「法の世界」において担わされる意味を、「法」という国家の公共空間で解き明かした。ここでは対象とするスペイン語が、「法(律)」という<一般的な公的空間>のものであると同時に、刑事事件という<特定の法領域>のものである点を考慮し、市民の国家法空間への参入(とりわけ公判廷)、規範強制力の担保、権威の付与といった性格を剔抉した。

定住外国人が多く居住している地域では、スペイン語の中でもペルーのスペイン語が、異文化間の仲介と法律・教育・医療分野や自然災害時の通訳翻訳の対象となっているため、ペルー・スペイン語の研究として、主に待遇形式の地域差および人称代名詞の特徴を明らかにした。また、外国語としてのスペイン語教育に組み込むために、スペイン語圏の国々の法律スペイン語の違いや、翻訳通訳のための法律分野スペイン語を分析する際

の理論と方法を考察した。

日本弁護士会「法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム」の報告書で扱われた法廷用語が、日本の公的機関の監修・編集による日本語スペイン語語彙集4種でどのようにスペイン語訳されているかを、スペイン語母語話者による理解程度の調査などにより検証し、日西両言語の対訳リストを作成した。日本弁護士会の上記報告書に扱われていない用語についても、今後の訳語の検討・分析の資料とするため公的機関監修・編集の日本語スペイン語語彙集所収の日西対訳データを内部資料として作成した。また、コミュニケーション支援のための語学教育用テキストについて考察し、含めるべき工夫を提案した。すなわち、以下のような部分を含める：(1) 実際の特定期限の場面での具体的な会話例を提示する。学習者はその例文をそのまま、あるいは一部の語を入れ替えることで現場において使用することができる。(2) 現場の専門家の日本語をスペイン語へ、定住外国人のスペイン語を日本語へ訳す練習を想定した形式にする。具体的には登場人物ごとの言語によって会話が進行するテキストを提示し、学習者は、現場と同じように、もう一方への言語へ訳する練習をすることができる形式にする。(3) 語の派生や日本語内の借入語(カタカナ語)を利用して特定専門場面で必要な語彙、表現を増やす工夫をする。4) 授業終了後も自律学習継続できるためのヒントとして、参考文献やインターネット上の情報検索先を例として提示する。

ブラジル・ペルーにおける国家と人種/民族・文化・ルーツ、二言語国家であるパラグアイにおける言語教育政策について調査、考察を行なった。司法/法廷通訳者及び警察官対象ブラジル・ポルトガル語教育従事者に聞き取り調査を実施した。

日本の司法通訳の研修やスペイン語通訳付き裁判などの現場においては、実際の運用は必ずしも言語学的合理性に従っているわけではないといった問題点を見た。これらの点については事例が限られているのでさらなる観察と、別の観点から考察することが必要であることがわかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 堀田英夫、ペルー・スペイン語の voseo、愛知県立大学外国語学部紀要言語・文学編、査読無、第44号、2012、pp. 283-293.
- ② ガルシア、アナ・イサベル、Reflexiones sobre el español jurídico como lengua

de especialidad(専門領域言語教育としての法律スペイン語についての考察)、*Íkala*(Universidad de Antioquia, Colombia コロンビア国アンティオキア大学)、査読無、vol. 16、2011、pp. 13-16、<http://aprendeenlinea.udea.edu.co/revistas/index.php/ikala/article/view/10712/9845>

- ③ 堀田英夫、日本の法廷用語のスペイン語訳について、ことばの世界、愛知県立大学高等言語教育研究所、査読無、第2号、2010、pp. 35-52.
- ④ 塚原信行、母語維持をめぐる認識と実践—移民コミュニティとホスト社会、ことばと社会、査読有、第12号、2010、pp. 48-77.
- ⑤ 糸魚川美樹、スペイン語における性をめぐる記述に関する予備的考察、ことばの世界、愛知県立大学高等言語教育研究所、査読無、第2号、2010、pp. 55-66.
- ⑥ 川畑博昭、ブラジルのネグリチュード(Negritude Brasileira)から考える国家と社会—北東部バイア州都サルヴァドールを訪ねて—、共生の文化研究、愛知県立大学多文化共生研究所、査読無、第4号、2010、pp. 34-40.

[学会発表] (計6件)

- ① ガルシア、アナ・イサベル、川畑博昭、Análisis lingüístico - jurídico de un caso penal peruano(ペルー刑事事件に関する言語・法学分析)、日本イスパニヤ学会第57回大会、2011年10月9日、駒沢大学深沢キャンパス.
- ② ガルシア、アナ・イサベル、Reestructuración del sistema pronominal del español hablado en Chinchero (Cuzco)((ペルー国)クスコ市チンチェーロにおける口語スペイン語代名詞体系の再構成)、XVI Congreso Internacional de la Asociación de Lingüística y Filología de América Latina (ALFAL)(ラテンアメリカ言語学会第16回国際大会)、2011年6月8日、アルカラ・デ・エナーレス市(スペイン国).
- ③ ガルシア、アナ・イサベル、Fronteras interiores y exteriores: variedades del español peruano(内と外の国境：ペルー・スペイン語の諸変異)、Seminario internacional Entre pliegues 1, frontera, arte y ciudad(国際セミナーはざま1、国境、技、町)、2011年2月29日、マドリード自治大学(スペイン国マドリード市).
- ④ ガルシア、アナ・イサベル、塚原信行、Enseñanza del español jurídico como

segunda lengua con fines específicos en Japón(日本における特定領域・第2言語としての法律スペイン語教育)(ガルシアがスペイン語、塚原が日本語で発表)、日本イスマニヤ学会、2010年10月31日、関西大学千里キャンパス。

- ⑤ 川畑博昭、Direito e Desenvolvimento no Brasil para um <latino - americanista> japonês(日本人ラテンアメリカ研究者からみたブラジルの『法と開発』)(発表は全てポルトガル語)、名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政教育センター主催・国際シンポジウム「『法と開発』をめぐる日本・ブラジルの対話」、2010年10月30日、名古屋大学国際開発研究科。
- ⑥ 堀田英夫、糸魚川美樹、川畑博昭、コミュニケーション支援のための語学教育用テキストの工夫、愛知県立大学高等言語教育研究所第4回言語教育研究会、2009年8月11日、愛知県立大学長久手キャンパス。

[その他]

ホームページ：

http://www.for.aichi-pu.ac.jp/~hotta-hi/Kakn09_11/index.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀田 英夫 (HOTTA HIDEO)
愛知県立大学・外国語学部・教授
研究者番号：90128637

(2) 研究分担者

川畑 博昭 (KAWABATA HIROAKI)
愛知県立大学・日本文化学部・准教授
研究者番号：50423843
糸魚川 美樹 (ITOIGAWA MIKI)
愛知県立大学・外国語学部・准教授
研究者番号：10405152
塚原 信行
京都大学・高等教育研究開発推進機構・准教授
研究者番号：20405153
ガルシア、アナ・イサベル
愛知県立大学・外国語学部・准教授
研究者番号：20584072